

**地方独立行政法人広島市立病院機構会計監査人の選定に係る
公募型プロポーザル説明書**

1 業務の概要

(1) 業 務 名

地方独立行政法人広島市立病院機構会計監査業務

(2) 業務内容

別添「地方独立行政法人広島市立病院機構会計監査業務基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり。

業務実施に係る具体的な手段・方法については、受託者の提案と裁量に委ねるものとする。

(3) 契約期間

契約締結の日から締結日の属する事業年度（令和８年度）の財務諸表についての地方独立行政法人法（以下「法」という。）第３４条第１項の規定に基づく市長の承認の日までとする。

ただし、法第３９条の規定による解任等特段の事情がなければ、翌事業年度（令和９年度）及び翌々事業年度（令和１０年度）についても再度契約するものとする。

2 事業費

本業務に係る費用は、１，４７２万円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以内とする。

3 担当部局

広島市健康福祉局保健部医療政策課市立病院係

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

TEL 082-504-2668 FAX 082-504-2258

E-Mail healthed@city.hiroshima.lg.jp

4 全体スケジュール

- ・ 公示日 令和８年８月２６日（水）
- ・ 参加申込期限 令和８年９月７日（月）
- ・ 質問受付期限 令和８年９月１０日（木）
- ・ 企画提案書提出期限 令和８年９月１７日（木）
- ・ 審査結果通知 令和８年１０月中旬

5 参加申込

(1) 申込期間

公示日から令和８年９月７日（月）までの開庁日の午前８時３０分から午後５時まで

(2) 提出場所

前記３と同じ。

(3) 提出書類及び方法

参加表明書（様式１）を、前記３へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

6 質問の受付及び回答

- (1) プロポーザル説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間
公示日から令和8年9月10日（木）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで
 - イ 提出書類及び方法
質問書（様式2）を前記3へ電子メールで提出すること。
- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するほか、広島市ホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書の記載項目（提案を求める事項）
別紙「記載項目・選定基準」のとおり。
- (2) 企画提案書の提出部数等
 - ア 正本1部、副本7部を提出すること。
 - イ 企画提案書の表紙には「地方独立行政法人広島市立病院機構会計監査業務企画提案書」と記載するとともに、提案者名（企業名、代表者）を記載し、提案者が押印すること。（ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には提案者名等応募者が類推できる表現は記載しないこと。）
 - ウ 企画提案書の内容には、提案者名及び提案者が特定できる表現を用いないこと。
 - エ 書式体裁はA4判とし、表紙、裏表紙を含めて20ページ以内とする。また、資料やイメージ図など、見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大きさに三ツ折にすること。
 - オ 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は無効とする。
 - カ 企画提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、簡潔かつ分かりやすくすること。
- (3) 提出期限及び提出場所等
 - ア 提出期限 令和8年9月17日（木）午後5時まで
 - イ 提出場所 前記3と同じ。
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

8 選定方法

- (1) 企画提案書の審査は、地方独立行政法人広島市立病院機構会計監査人選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。
- (2) 選定基準
別紙「記載項目・選定基準」のとおり。
- (3) 最終候補者の選定
 - ア 選定委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを最終候補者として選定する。
 - イ 得点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、最終候補者を選定する。
- (4) 審査結果の通知
審査結果は、審査後速やかに、すべての参加者に書面で通知する。
- (5) 審査結果の公表
最終候補者の選定後、速やかに応募者数、最高得点者の名称及び総得点について、広島市ホームページにおいて公表する。

9 会計監査人の選任

- (1) 市長は、最終候補者として選定された者を地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）の会計監査人に選任する。任期は、選任日の属する事業年度（令和8年度）の財務諸表についての法第34条第1項の規定に基づく市長の承認の日までとする。ただし、法第39条の規定による解任等特段の事情がなければ、翌事業年度（令和9年度）及び翌々事業年度（令和10年度）についても再任するものとする。
- (2) 最終候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その選任を取り消すとともに、次順位の者を最終候補者として選定の上、選任する。

10 契約の締結

- (1) 市長は、会計監査人に選任した旨の通知を法人に対して行い、法人は、選任された会計監査人と契約を締結する（令和8年10月下旬～11月上旬予定）。今回の選任は、令和8年度から令和10年度までの複数事業年度を前提としているが、法人との契約は単事業年度契約となる。なお、令和9年度及び令和10年度の契約は令和8年度を基本とするが、業務内容に応じて契約内容の変更を行うことがある。
- (2) 別添基本仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、会計監査人に選任された者の企画提案書の内容については、契約書にその内容を付加（添付）し、その履行を確保するものとする。

11 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 参加表明書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書を受理しない。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書は提出期限後においては、差替え、再提出ができない。参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正行為があった場合は、無効とする。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、最終候補者選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格とする。
- (8) 企画提案書に記載した、監査を行う業務責任者、業務従事者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職などやむを得ない理由で当該従事者を変更する場合は、法人の了解を得なければならない。